

旧氏及び旧氏の振り仮名に係る 運用等について

令和6年3月7日

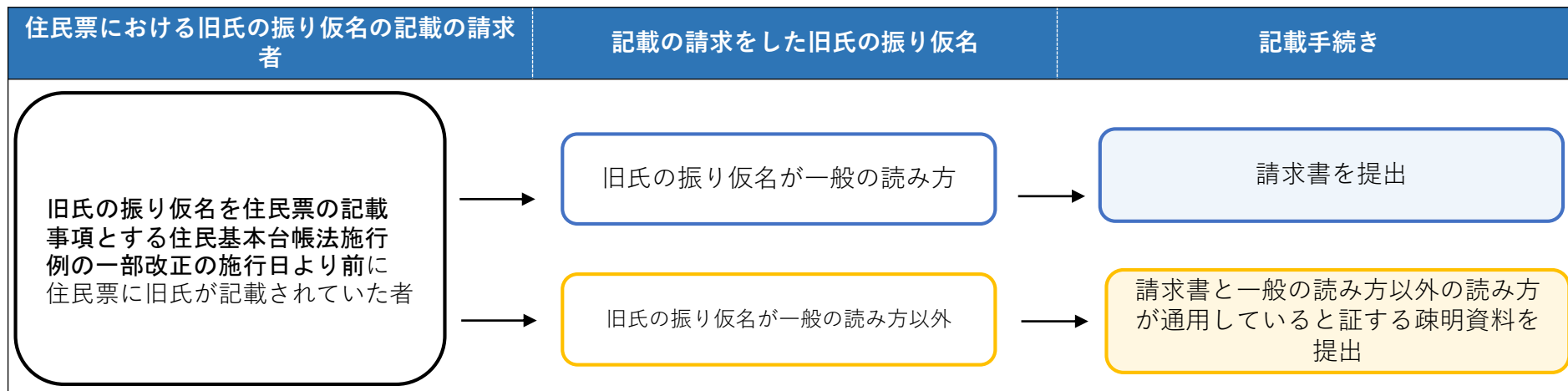
住民票への旧氏の振り仮名の記載について(記載の請求)

①旧氏の振り仮名について、どのように記載の請求を行うのか。

→旧氏の記載の請求と同様に住所地市区町村の窓口で請求する。

②旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行例の一部改正の施行日より前に旧氏が記載された者はどのように振り仮名の記載の請求を行うのか。

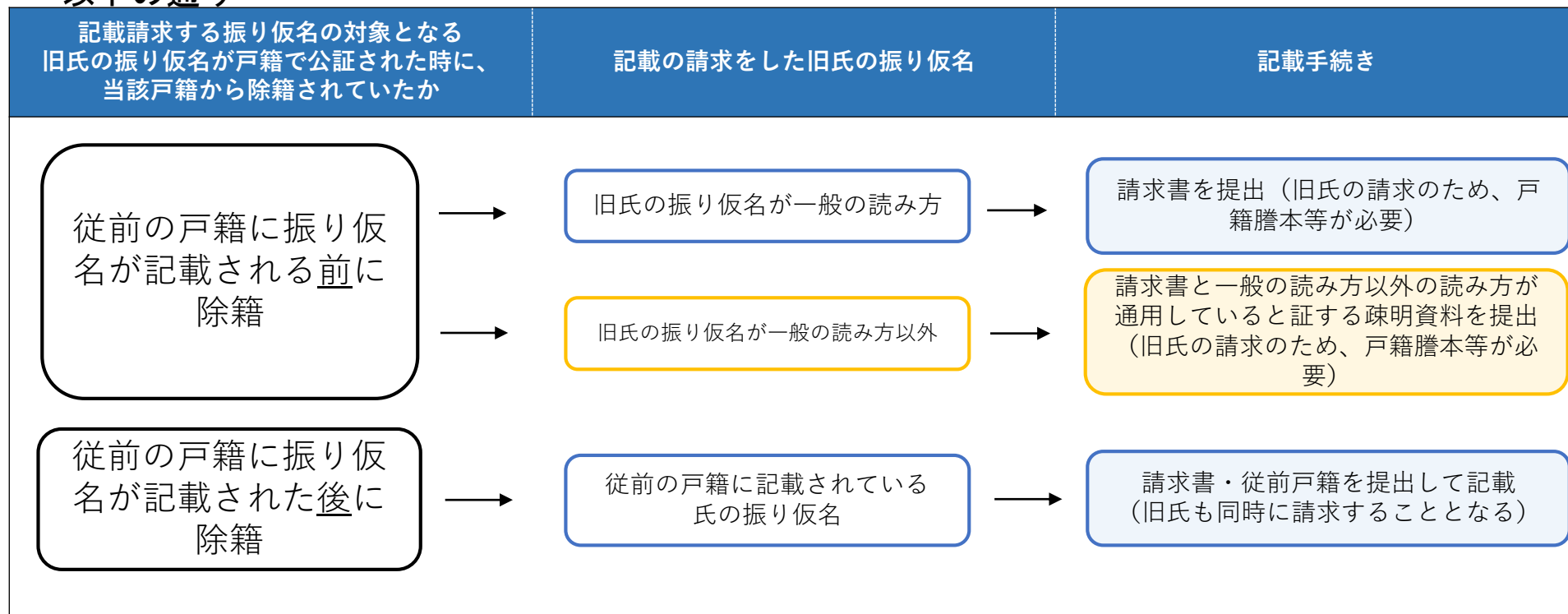
→以下の通り



住民票への旧氏の振り仮名の記載について(記載の請求)

③旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行例の一部改正の施行日後に新たに住民票に旧氏の記載を請求する者はどのように請求を行うのか。

→以下の通り



※住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して除籍時期 (氏の変更時期) を確認する

住民票への旧氏の振り仮名の記載について(振り仮名の通知)

①旧氏の振り仮名の通知はどのように行うのか。

→ 住所地市区町村は施行日から一定期間経過後、旧氏の振り仮名の請求がない者については、住民票に職権記載する予定の旧氏の振り仮名を、郵送により本人に通知する。

②旧氏の振り仮名の通知は標準準拠システムで対応できるのか。

→ 旧氏の振り仮名の通知については、標準準拠システムからは対象者に係るデータの出力のみを行い、通知の作成はシステム外で行う。

住民票への旧氏の振り仮名の記載について(振り仮名の職権記載)

①職権記載日までに旧氏の振り仮名の請求がない者の取扱いはどうなるのか。

→住所地市区町村は職権記載日に、通知した振り仮名を職権記載する。

②標準準拠システムにおいて職権記載はどのように処理するのか。

→通知した振り仮名を住民記録システムにおいて公証前のふりがなとして保持し、職権記載のタイミングで公証フラグを立たせる。

住民票への旧氏の振り仮名の記載について(その他)

①旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行例の一部改正の施行日後に
転出・転入をした場合、どのように対応するのか

→ 転出元市区町村においては転出手続き時に振り仮名の記載について案内を行い、本人が手続き
に来庁している場合は記載の請求を促し、請求があった場合には旧氏の振り仮名を記載する。

転入先市区町村においては旧氏に振り仮名が記載されていない者が転入してきた場合には、転
入手続き時に振り仮名の記載について案内を行い、本人が手続きに来庁している場合は記載の請求
を促す。請求がなされない場合には転出元市区町村から通知した振り仮名の連携を依頼し、職権記
載日までに請求がない場合はその振り仮名を記載する。

戸籍の附票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について

①住民票に記載された旧氏及び旧氏の振り仮名をいつ、どのように戸籍附票に連携するか。

→ 旧氏の振り仮名を戸籍附票の記載事項とする住民基本台帳法施行例の一部改正の施行日後、遅滞なく、法第19条第1項通知の仕組みを利用して住民記録システムから戸籍附票システムへ連携することを想定。

②旧氏の振り仮名は住民記録システムから戸籍附票システムへ自動で入力されることを想定しているか。

→ 住民票コードが付されて連携されるため、仮登録までは自動で行われることを想定。